

東日本大震災に対する高齢者支援へのアピール

3月11日に発生した東日本大震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

私たちは、被災された皆さまの無念さと悲しみに心を寄せながら、力をあわせて被災地の復興支援に取り組みます。

震災から一カ月を経過した今、地震・津波から助かりながらも、多くの被災高齢者が避難所等で亡くなるなど、避難所等の環境整備の遅れによるしわ寄せを高齢者が受けています。

国や都道府県は、住民・国民の命と安全を守り、安心を保障しなければなりません。現行制度を積極的、柔軟に運用するとともに、必要な立法や制度の創出など迅速な対応を行うべきです。

ついては、私たちは以下の点について要望します

- 1. 医療保険料や介護保険料、自己負担を免除し 10 割給付とすること。必要な医療や介護サービスの利用は柔軟に対応するとともに、支給限度額を超えた介護サービス利用についても自己負担を求めないこと。**
- 2. 被災地域の市町村が保険者として機能できない状況の中で、国や都道府県が役割を代行し、その責任で必要な医療、福祉、介護保険サービスの提供体制の確保と円滑な提供をはかること。**
- 3. 「介護」に特化されている介護保険制度では、災害により最も被害を受けやすい高齢者の命と安全、暮らしは守れません。老人福祉法に基づいて、国や都道府県は、高齢者福祉に必要な措置を緊急に講じること。**
- 4. 速やかに避難所の環境を改善し、福祉避難所の拡充やケア付き住宅の整備など避難所で過ごすことが困難な高齢者の居場所を確保すること。**
- 5. 早急に被災施設の状況を調査するとともに原子力発電所が破壊された未曾有の事態に対して、起きている状況や事実を国民が正確に把握、理解し対応をしていくことができるように、透明性の高い情報を迅速に公開していくこと。**

2011年 4月16日

「介護保険10年 どうなる どうする」 共同集会PART II